

市連協会議 議事要旨

市民自治推進課

件名	令和5年度第3回 千葉市町内自治会連絡協議会
日時	令和6年3月12日(火) 10時00分～11時45分
場所	千葉市役所 1階 正庁
出席者	≪市連協≫各地区連協会長 計43名 ≪各区連協事務局≫各区地域づくり支援課長 計6名 ≪事務局≫市民自治推進課長ほか 計6名

1 開 会

2 会長挨拶（市連協会長）

3 百円募金引渡式

千葉市町内自治会連絡協議会会長から千葉市を美しくする会会長へ、
各種事業の賛助金として、百円募金を進呈。

参考：令和5年度募金額 6,725,363円（令和6年2月末時点）

4 報告事項

(1) コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度について（国際交流課、国際交流協会）

国際交流課

（配布資料について説明）

(2) 第45回九都県市合同防災訓練（千葉市会場）の実施について（危機管理課）

危機管理課

（配布資料について説明）

(3) 千葉市社会福祉協議会 令和6年度会員会費募集について（地域福祉課、千葉市社会福祉協議会）

地域福祉課、千葉市社会福祉協議会

（配布資料について説明）

(主な質疑)

地区連協会長

- (問) ①地区連協会長あてとあるが、把握しておくだけでいいのか、何か対応が必要なものなのか。
②資料「なお、本会会員会費については、住民個人の任意によるものであるため、強制感を与えることがないようにご留意いただきますようお願いいたします。」について、詳しくご説明いただきたい。
- (答) ①3月に本協議会へ出向き、次年度の会員募集ご協力のお願いをしていることや、翌年度に各地区部会の総会にて各町内自治会へ地区部会から周知をしているため、ご承知置きいただけたらと考えている。
②社協会費は任意である。社協会費を払いたくない人からは徴収しないでいただきたい。

地区連協会長

- (問) 12月の町内自治会長会議にて、社協の地区部会に来ていただき、1月末で振込みは終わっている状況の中で、この話は時期的に遅いと感じる。
令和6年度分であればもう少し早めに周知いただきたい。
- (答) 現在地区部会や町内自治会で行っている会費募集活動は令和5年度分となっており、年度単位の募集となるため、4月1日～3月31日の間に集めていただければ大丈夫。
今年度集まった額の7割を翌年の活動費として地区部会に助成している。

地区連協会長

- (問) 「会員」という表現について、前年度の会議で質問したが、もう少し説明いただきたい。
現場としては、個別訪問での集金がかなり手間となっている。ほとんどの方が「会員」という意思がない中で活動をしている現状である。
- (答) 「会員」「会費」という表現は全国的なもの。今後は「サポーター」という表現で周知に努めて参りたい。社協の活動にご理解いただけるよう、PR等努めてまいりたいので、ご協力お願いしたい。

(4) 千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和5年3月策定)について(廃棄物対策課)

廃棄物対策課

(配布資料について説明)

地区連協会長

- (問) ごみを削減する姿勢はとてもいいことだと思うが、各家庭に対してはどのように周知していく予定か、ご説明いただきたい。
- (答) 市政だより(令和6年3月1日発行)に折り込んだGO!GO!へらそうくんにて、計画等を周知している。また、廃棄物適正化推進員への郵便物に概要版を同封したほか、生ごみ減量処理機等の購入補助金申請者への概要版の配布、出前講座やごみ減量講習会での説明、市民に送付する封筒への印字、イベントなどで、周知啓発に努めている。

地区連協会長

(問) ごみ処理状況の区ごとの状況はどのようになっているのか。

(答) 区ごとの数値は出しておらず、全市でとらえている状況である。

(ご意見) 今のような施策だけでは、なかなかすすまない。新規の取組みを始めたり、区ごとで重点的に対応しないといけない。ご検討いただきたい。

地区連協会長

(ご意見) 「各家庭にどう浸透させるか」という先ほどの質問に関連して、昨年10月にあったごみ問題検討委員会にて、この取組みを知り、町内自治会長を集めた地区内の会議にて、廃棄物対策課課長に来て説明いただいた。他の地区でも同じ状況であれば廃棄物対策課から説明いただくと良いのかと思う。

地区連協会長

(問) 概要版を町内自治会あてに郵送し、回覧をしていただけるのか、ご検討いただきたい。

(答) 回覧は実施していない。ご提案については検討させていただく。

地区連協会長

(問) 回覧も有効だと感じている。加えて、生ごみ減量処理機について貸し出し、体験談を集計して次につなげる施策をしてみるのはいかがか。

(答) ご意見として頂戴する。

(問) 購入は進んでいるのか。

(答) コロナ禍で自宅にいたるが増えたり、カーボンニュートラルやSDGs、食品ロスへの理解も進んでいることから、令和元年度に比べると件数は伸びている。

地区連協会長

(問) ①周知方法について、回覧が一番有効だと考えている。回覧の予算が難しいということであれば、新年度にある各区役所の総会での説明をしていただけるのか。

②資料にある絵はおにぎりやみかん等ではなく、実際の家庭ごみから出ているものを例示にあげた方がいいのではないか。

(答) ①いろいろな手段を使って、周知を図っていく。

②絵については、ご覧になる方によって捉え方は様々だと思う。ご意見として頂戴する。

地区連協会長

(問) 概要版を回覧することの検討結果について、いつまでにわかって、どのように知れるのか、教えていただきたい。

(答) 令和6年度の市連協会議にてご報告する予定。(※)

(※) 検討の結果、本件の取扱いは下記のとおり、本議事要旨への掲載をもってご報告とさせていただきます。

【検討結果について（廃棄物対策課）】

- ・概要版の送付については、町内自治会の負担軽減のため、市政だより等で周知済みのものはあらかじめ送付しないというルールがあることから、全町内自治会に送付するのではなく、要望をいただいた町内自治会に送付することとさせていただきます。
- ・単位町内自治会については、引き続き出前講座やごみ減量講習会のほか、イベント等で一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を周知するように努めていく。
- ・なお、効率的なごみ収集を行うため、区をまたいだ収集ルートとなっている例があることから、区ごとのごみ処理状況をお示しするのは困難であることについてご理解いただきたい。

(5) 地域運営委員会の制度の見直しについて（市民自治推進課）

市民自治推進課

(配布資料について説明)

地区連協会長

(問) 5団体をまとめて地域運営委員会を作ったときに、どういうメリットがあるのか、実例等あれば教えていただきたい。

(答) 例えば、担い手不足等で活動の継続が困難になった際、地域が全体的に問題について話し合っ
て、取り組んでいくことができる。子育て支援等の事業が一例である。

地区連協会長

(問) 地域運営委員会を少なくとも町内自治会くらいまでに地位をあげてほしい。

例えば、学区の問題について学事課と打合せをしていると拠点が必要となる。そのために公民館の敷地内にある駐車場でプレハブを建てようとお願ひしたところ、「地域運営委員会だと使えない。町内自治会なら使える。」と断られてしまった。

(答) 活動拠点に関する支援、ということだと思うが、地域運営委員会に対しては、市の使っていない施設を活動拠点として貸出する制度を設けている。また、集会所の補助制度については、本来は町内自治会向けのものだが、地域運営委員会も補助対象としている。

施設は各所管で管理しているものなので、「町内自治会なら使える。」という説明が本当にされていたとしたら、活動支援をする立場でもあるので、市民自治推進課や、区役所地域づくり支援課へご相談いただければ所管課と調整する。

地区連協会長

- (問) 現在、自分の地区では6団体の地域運営委員会が活動している。今までは限度額が20万円だったが、今回の改正で1団体に4万円までという限度になるのか。
- (答) 必須5団体がすでに活動されている前提で、5団体が一緒に活動することが難しくなり、3・4団体だけで活動するという場合が対象となる。既存の団体向けのものでなく、新たに設立される団体で5団体揃わない場合が対象となる。

地区連協会長

- (問) 何のための地域運営委員会なのか。本来の目的を明確にして考えなおしてほしい。
今一番困っているのは、社協の活動にかかる経費が交付金の対象外となっているため、福祉関係の事業がやりづらい現状である。
活動団体を減らしていくことについて、どのように考えているのか。
- (答) 福祉の問題は地域課題の1つであるということは認識しており、本来は5団体そろって地域運営委員会を立ち上げていただくのが原則である。「社協の活動経費が交付金の対象外となっている」ことについては、地区部会費は社協から出ているという背景があり、ご要望にお応えできていない現状である。必須5団体のことも含め、制度上の課題はあると思っているので、制度の見直しは随時行っていきたい。
- (問) どの程度、団体数が増えることを見込んでいるのか、団体が増えていかないからやむを得ないという考え方なのか。
- (答) 制度改正により地域運営委員会の数が大きく増えると考えているわけではなく、地域課題について話し合う機会が少しでも増えれば、という考えから今回の改正に至った。具体的な見込みは現状立っていない。
- (問) 何のために団体数を減らしても良いという今回の改正に至ったのか。
- (答) 設立しやすくする、という目的はあるが、大きな目的は、地域団体や関係機関が地域の課題について話し合う機会を設けていただくことである。

(6) 区町内自治会連絡協議会運営補助金の見直しについて（市民自治推進課）

市民自治推進課

(配布資料について説明)

地区連協会長

- (問) 各地区連協から集めている負担金は対象なのか。
- (答) 負担金は対象外である。
- (問) そのあたりの整理について、わかりやすくしていただきたい。
- (答) 取扱いについて、区連協の事務局である各区地域づくり支援課と整理して対応させていただく。

地区連協会長

- (問) 区民まつりにおける、事業者からの協賛金は控除の対象となるのか。
- (答) 区連協補助金とは別の取扱いになる。

(7) 令和6年度に実施する町内自治会デジタル化推進事業について（市民自治推進課）

市民自治推進課

（配布資料について説明）

地区連協会長

（問）いちのいちについて、すぐ立候補したいと考えている。いちのいちは、実証実験が終了する令和7年3月まで申請を待たなければならないものなのか。

（答）今年度実証事業に参加している5団体のご意向を確認しながら、進めていく。

モデル事業は令和6年度で終了する予定であり、令和7年度以降はモデル事業の結果を踏まえた上で次に進んでいきたい。

(8) 町内自治会集会所建設等事業補助金制度の改正について（市民自治推進課）

市民自治推進課

（配布資料について説明）

地区連協会長

（問）町内自治会館の蛍光灯が製造中止のため、LED電球にすべて買い替えなければいけないのだが、これも修繕という認識でよろしいか。

（答）話を聞いた限りでは、修繕の区分で対応させていただくことになると思われるが、実際には区役所地域づくり支援課へご相談いただきたい。

4 連絡事項（事務局）

(1) 令和3・4・5年度市連協要望事項の状況調査について（事務局）

(2) 令和6年度市連協関係行事開催予定について（事務局）

- ・ごみ問題検討委員会を4月11日（木）10時から予定しており、詳細は後日通知する予定。

5 閉 会